

昇降機・遊戯施設 検査会社 様

(一社) 北関東ブロック昇降機等検査協議会

## 昇降機・遊戯施設 定期検査報告の報告書作成指導料改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税率改定に伴い、改定が実施となった場合の「報告書作成指導料」をお知らせします。

弊協議会では平成 26 年 4 月に実施された消費税率 8%への引上げの際、報告書作成指導料を据え置きとさせていただきました。

今回報告書作成指導料の改定に際しまして、平成 29 年 4 月 1 日の「平成 20 年国土交通省告示第 283 号」の改正告示の施行、同年 10 月 1 日の「平成 20 年国土交通省告示第 284 号」の改正告示の施行による昇降機及び遊戯施設の既存不適合項目及び検査項目等の変更・追加に伴う、業務量も考慮させていただきました。

つきましては、改定税率が適用となった場合、令和元年 10 月 1 日から受付ける報告書の作成指導料を、下記のようにさせていただきます。

昇降機・遊戯施設検査各社の皆様におかれましては、ご理解賜わりますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■改定後の報告書作成指導料

改定後の報告書作成指導料（税込）は以下の通りとなります。

機種	改定後 報告書作成指導料 (消費税 10%)
エレベーター	2,600 円
段差解消機	2,530 円
いす式階段昇降機	2,530 円
エスカレーター	2,090 円
小荷物専用昇降機	1,540 円
遊戯施設	2,090 円

#### ■実施時期

令和元年 10 月 1 日受付の報告より適用致します。

#### ■その他

同情報は、消費税率の引上げ確定後、弊協議会 HP へも掲載予定です。

以上